京阪連	○	○	○	○	×	×	○	○	×	×	○	×	○	×	×	×	京阪連												
ネット	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×	ネット											
三線	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	三線										
沖特	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	沖特									
障割	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	障割								
路バス	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	路バス							
休バス	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	休バス						
年末Ⅰ	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	年末Ⅰ					
年末Ⅱ	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	○	○	×	年末Ⅱ				
年末Ⅲ	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	年末Ⅲ			
年末Ⅳ	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	×	年末Ⅳ		

(注)　「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「通勤Ⅱ」、「早朝」、「平夜」、「平昼」、「休昼」、「休特」、「特区」、「休夜」、「東京」、「近乗」、「阪連」、「京阪連」、「ネット」、「三線」、「沖特」、「障割」、「路バス」、「休バス」、「年末Ⅰ」、「年末Ⅱ」、「年末Ⅲ」及び「年末Ⅳ」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、ＥＴＣ連続利用割引、沖縄自動車道特別割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅰ)、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅱ)、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅲ)及び平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅳ)を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2)　重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	ＥＴＣ連続利用割引、近畿自動車道天理吹田線等における乗継利用割引、近畿自動車道松原那智勝浦線連続利用割引、第二京阪道路連続利用割引、ネットワーク割引、沖縄自動車道特別割引
2	深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、障害者割引、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅰ)、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅱ)、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅲ)
3	乗合型自動車（定期路線）割引、休日バス割引、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅳ)
4	マイレージ割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引

本州四国連絡高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告平成21年第12号

本州四国連絡高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告した「料金の額及び徴収期間」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成21年12月25日　　本州四国連絡高速道路株式会社　代表取締役社長　伊藤　周雄

記

２(3)ヌ(イ)、同(3)ワ(イ)、同(3)カ(イ)、同(3)タ(イ)及び同(3)ツ(イ)中「休日」を「休日（平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）」に改める。

２(3)ヰを同ク、同ウを同オに改める。

２(3)ムを次のとおり改め、同ノとする。

ノ　割引相互間の適用関係

(イ)　障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。

(ロ)　平日夜間割引(Ⅰ)(Ⅲ)、平日深夜割引(Ⅰ)(Ⅲ)、休日深夜割引、休日昼間割引、休日終日割引、平日昼間割引、平日通勤割引、西瀬戸自動車道連続利用割引(Ⅰ)(Ⅲ)、路線バス割引、休日バス割引、平成21年度お盆期間特別割引(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引又はマイレージ割引の適用の順は次のとおりとし、適用の同一順内の割引は重複適用しない。